

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 1 5 日

令和4年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 6 月 1 5 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和4年6月15日 午前10時05分 議長宣言		
	閉 会	令和4年6月15日 午後2時50分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	宮 平 喜 文	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	松 田 力
	副 村 長	宮 平 真由美	会 計 課 長	宇地原 由 人
	総 務 課 長	宮 平 壮一郎	総 務 課 参 事	糸 嶺 直 生
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		
場 に出 席 した 者 の 職 及 び 氏 名	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟		

令和4年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和4年6月15日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第22号～議案第35号まで）
7	議案第22号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第15号））
8	議案第23号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第6号））
9	議案第24号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）
10	議案第25号	専決処分の承認について（座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例）
11	議案第26号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
12	議案第27号	専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第1号））
13	議案第28号	専決処分の承認について（令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））
14	議案第29号	令和4年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
15	議案第30号	令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
16	議案第31号	令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
17	議案第32号	訴えの提起について（建物明渡等請求事件／座間味村地域総合施設）
18	議案第33号	座間味辺地に係る総合整備計画の策定について
19	議案第34号	阿嘉辺地に係る総合整備計画の策定について
20	議案第35号	慶留間辺地に係る総合整備計画の策定について
21	報告第2号	令和3年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
22	発議第2号	座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和4年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時05分）

なお、本日の会議について村長から、垣花教育長の体調不良による欠席の申出がありましたので報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 宮平喜文議員及び3番 垣花太郎議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日限りと決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

令和4年3月11日～令和4年6月15日

3月23日	例月出納検査（23日・24日）
4月 2日	西銘恒三郎沖繩及び北方大臣座間味視察
4月16日	座間味村海びらき
4月21日	南部離島町村長議長連絡協議会役員会
4月22日	沖繩振興拡大会議、例月出納検査
4月26日	例月出納検査
4月28日	町村議会事務局長連絡会議
5月15日	沖繩復帰50周年記念式典
5月16日	南部地区市町村議会議長会（臨時総会）
5月18日	第61回沖繩県介護保険広域連合議会（臨時会）
5月19日	離島6村議会運営協議会北大東村研修会（19日・20日）
5月24日	例月出納検査（24日・25日）
5月26日	南部広域行政組合（臨時会）
5月30日	令和4年度町村議会議長・副議長研修会（東京／29日～30日）
6月 8日	全員協議会
6月15日	令和4年第2回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。それでは令和4年第2回座間味村議会（6月定例会）行政報告。令和4年第1回座間味村議会定例会、これは令和4年3月10日に行われましたが、以降の主な事項について、行政報告をいたします。詳細につきましては、お手元にお配りしている資料のとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいいたします。以上です。

行政報告

令和4年6月15日

令和4年第1回座間味村議会定例会（令和4年3月10日）以降の主な事項について、行政報告いたします。

令和4年	3月11日	水中ドローン実証実験、記者発表
	3月12日	座間味中学校卒業式
	3月13日	沖縄県ウェルビーイングカンファレンス
	3月14日	美ら島おきなわ文化祭写真撮影
	3月15日	沖縄県総合交通体系基本計画策定検討委員会
	〃	天方弁護士との意見交換
	〃	沖縄県教育庁文化振興課、面談
	3月16日	沖縄子どもの未来県民会議理事会
	〃	古謝南城市長、面談
	3月17日	沖縄県地方創生推進会議
	〃	沖縄県市町村課、交通政策課打合せ
	〃	沖縄銀行出向職員、面談
	〃	市町村会圏域局長会議
	3月18日	株式会社りゅうとう取締役会
	3月22日	おきなわフィナンシャルグループとの包括連携協定式
	3月24日	琉球大学瀬名波教授、面談
	3月26日	那覇空港第二滑走路供用開始2周年記念祝賀会
	3月29日	沖縄県企業局長、面談
	3月31日	退職者辞令交付式
	4月 1日	新年度辞令交付式
	4月 2日	西銘大臣、座間味村視察
	〃	松野官房長官との懇談会
	4月 4日	沖縄県町村会辞令交付式
	〃	南部市町村会事務調整
	〃	沖縄振興特別措置法に関するお礼回り
	4月 7日	座間味村商工会経営指導員、着任挨拶
	4月 8日	阿嘉小中学校入学式
	4月11日	沖縄県ライフセービング協会打合せ
	4月13日	沖縄県税務課、事務調整

令和4年	4月13日	沖縄県地域・離島課、事務調整
	〃	沖縄県市町村総合事務組合、事務調整
	〃	沖縄振興審議会
	4月14日	沖縄県町村会、事務調整
	4月15日	沖縄県町村交通災害共済組合、監査立合い
	4月16日	株式会社奏音 創立12周年記念祝賀会
	4月18日	沖縄ライフセービング協会、面談
	〃	新任ALT、面談
	4月19日	ビジターセンター総会
	4月20日	南部広域市町村圏事務組合、事務調整
	〃	陸上自衛隊、面談
	4月21日	離島過疎要請活動（沖縄県副知事、沖縄県議会議長）
	〃	南部振興会理事会
	〃	南部市町村会理事会
	〃	南部離島町村長議長連絡協議会
	〃	読売新聞取材対応
	4月22日	那覇市との意見交換会（サバニレース）
	〃	沖縄振興拡大会議
	4月24日	松野官房長官、面談
	4月25日	水中ドローン実験結果報告
	4月26日	U-3000町村交流会・懇親会
	4月27日	全国町村会政務調査各委員会
	〃	〃 政務調査会
	〃	全国町村会理事会
	4月28日	西濃運輸上原会長、面談
	5月 6日	那覇市久場副市長、面談
	〃	那覇事務所のアウトソーシングに関する意見交換
	〃	西濃運輸上原会長、面談
	〃	株式会社みらいおきなわ、意見交換会
	5月 9日	沖縄気象台長、オンライン表敬
	5月12日	琉球ネットワークサービス上原氏、面談
	5月13日	H&Bクリニック今福氏、面談
	〃	沖縄県町村会、事務調整
	5月14日	岸田内閣総理大臣、面談
	5月15日	中山石垣市長、ポナン社伊地知氏、面談
	〃	沖縄本土復帰記念式典
	5月16日	南部広域行政事務組合理事会
	〃	県土木建築部との意見交換会・懇談会
	〃	全国介護連盟沖縄支部総会
	5月17日	那覇海上保安部長、村長表敬

令和4年	5月17日	沖縄県企業局長、面談
	5月18日	南部振興会奨学生選考委員会
	〃	南部振興会理事会
	〃	南部市町村会理事会
	〃	南部振興会評議員会
	5月19日	全国中山間地域振興対策協議会
	5月20日	りゅうとう取締役会
	〃	離島海運振興株式会社取締役会
	〃	沖縄県商工会連合会長、商工労働部長との意見交換会
	5月22日	OIST設立10周年記念式典
	5月23日	伊江村長弔問
	5月24日	リサイクルセンター地鎮祭
	〃	座間味村航路分科会
	〃	阿佐区総会
	5月25日	南部市町村会総会
	〃	国土交通行政懇談会
	5月26日	沖縄県警、那覇署来村（阿嘉島の交番関連）
	〃	阿真区総会
	5月27日	沖縄県漁港漁場協会通常総会
	5月29日	自衛隊沖縄地方協力本部50周年祝賀会
	5月30日	座間味区総会
	6月1日	南部振興会理事会
	6月2日	座間味郷友会からの寄付金贈呈
	〃	沖縄県町村会・離島振興協議会、事務調整
	〃	沖縄県市町村共済組合理事会
	〃	沖縄県市町村共済組合組合会
	〃	OCVB下地会長、ポナン社伊地知氏、面談
	6月3日	沖縄公庫、村長表敬
	6月6日	沖縄県議会、陳情書提出
	〃	沖縄県市町村職員互助会理事会
	〃	沖縄県市町村職員互助会、事務調整
	6月7日	全国離島振興協議会理事会
	〃	全国離島振興協議会通常総会
	6月8日	全国離島振興協議会、要請活動
	6月9日	沖縄総合事務局岩田次長、村長表敬
	6月10日	沖縄銀行デジタル事業部長、面談
	〃	ゴールデンアワー生収録
	6月13日	琉球大学瀬那波教授、面談

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さん、おはようございます。一般質問に入る前に、今世界情勢がおかしくなっています。本当にウクライナ情勢から食糧危機、コロナの後にいろんな危機が来て情勢もおかしくなっていますので、やっぱり経済困難、物価も上がってきたし、そういうところでやっぱりいろんな、中国がここまで侵入してきたという、そこまで危機感も持たないといけないような状況に、沖縄も持たされています、今。ウクライナ情勢でそういう子どもたちが、難民がいっぱい出ています。それも日本は今1,300人という難民を受け入れています。そこまで日本も協力してここまでやっていますので、本当にみんなの力でウクライナを救ってあげようじゃないかなと、私はそう思います。また、沖縄県知事が変なことまで言ってしまったんですけども、それはちょっと私もびっくりしましたけれども、これは沖縄県のトップとしてちょっと恥じゃないかなと。そういうことまで私はこの頃感じているところですので、ぜひまたウクライナを支援するような形で、皆様も御協力をお願いいたします。

私の一般質問は4つほどお聞きしたいと思います。まず1番目に軽石問題。2つ目が前回の一般質問の中の一つを上げたいと思います。3つ目が不法投棄について、それをお聞きしたいなと思ひまして、4つ目が教育長に聞いたかったんですけども、阿嘉島の指定文化財の「うるんの木」についてのそれをお聞きしたいなと、そういうことが今ありまして、一応4点ですね、まず最初に軽石問題から入りたいと思います。今軽石問題が、確かに皆さん回収して港のほうに揚げられています。トンプロックといいますか、土のう袋にいっぱい詰められて揚げられていますけれども、その土のう袋がパンク状態で、港の前に完全にパンクして土のう袋が腐食して、もう外にあふれ出しています。それがやっぱり観光に来られた方もちょっと見苦しいんじゃないかなと。景観的にもよくないんじゃないかなと。そういうことで、また今期も7月に入ると台風が発生します。7月、8月。6月に来るかもしれないですけども、そこまで波が上がってきますので、それまでにはそこから何とか撤去してほしいなと。海に流れてしまうと、また同じことが起きると。そういうことをちょっと、どういう形で処理するのか、どういう形でいつ頃できるのか。その辺をお聞きしたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

本日1日間、どうぞよろしくお願ひします。それではお答えします。軽石の処分については、県南部農林土木事務所が今月中に搬出処理を行うというふうに報告を受けております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これはどういう形で処理するか、ちょっと詳しく説明いただけますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほどお話がありましたとおり袋が劣化しているのは再度詰め直して、沖縄本島のほうへ搬出するという

方法を取るそうです。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

余談なんですけど、その軽石というのは再利用もできる可能性もあるわけですけども、その再利用というものは考えてはないですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

現段階では考えておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

農業にしたら水はけが一番いいということで、そういう水はけのいいところにそれを埋めたら植物の成長が早いという話までも聞いてはいますけれども、そこまではお聞きはしないんですけども、そういうことが、再利用というのがあるらしいですので、その辺もまたやっってくださいじゃなくて、沖縄本島に戻ったらそういう形で再利用するかもしれないですので、そういう話も出ています。

あと、2つ目です。前回、一般質問の中に出したクイーンバースの砂利や小石のいっぱいあるパーキング場についてお聞きしたいんですけども、そこを何とかコンクリートを敷いて、ちゃんとした駐車場を私は前回お願いしたんですけども、それがどういうふうな形で進展があったのかということをお聞きしたいなと思います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。3月議会において要望いただきました高速船乗り場の駐車場の整備につきましては、「使用用途の目的外使用にはなりますが、現状を鑑み沖縄県へ要望してまいります」と、3月議会で答弁しております。県への要望事項の時期がまだ開始されていないということから、まだ応募はできていない状況にあります。今後各市町村へ要望事項などの通知が来ましたら、要望してまいりたいというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

小石、大きい石からいろんな石があって、今はもう物置になっているところもありますので、やっぱり砂利道に車を止めるということはタイヤの寿命が短いんですよ、確かに。石の上に乗った状態でのタイヤですので、やっぱり今のタイヤというのはノーチューブでタイヤだけでもっている車ですので、昔はチューブが入っていました。今はタイヤのみでエアが入っていますので、ですからタイヤが劣化すると、もうほとんどパンクと一緒にです。それが、私はもうこれを今まで何回も修理しています。この車をですね。多分座間味ではここまでパンクのひどいものはないと思うんですけども、皆さん那覇に出るときは必ずここに止めていくんですよ。やっぱり石の上に乗った状態が出かけられると思いますので、パンクがひどいです。以前、二、三年前ですかね、議会の中でも誰か別の議員から質問があったんですけども、そのときの答え

が漁港だからできないとかそういう話があったんですけども、今だにそういうことが、漁港のためにそれが進展しないのか。それともそういうところを、そこまで要請をしているかしていないかの問題であって、確かに今荷物の受け渡しのところはコンクリートを敷いていますよね。あそこも同じ漁業組合だと思っんですよ。権利があると思っんですよ。あそこができていますから、ここもできないわけではないんじゃないかなというようにそういう話までも一応出はしていますので、ぜひそれをやっぱり舗装して駐車場として。また、ある方は、今駐停車禁止になっているんですよ、そこは。前のほうが、送迎するところが。駐停車をきちんとした上で駐停車をすべきじゃないのか。順序が違っんじやないのかということまでも言ってきます。そういうことが起きていますのでね、実際に今。ですからその辺をぜひ皆さんの力で解決してほしいなと私は思っます。これだけは本当にお願っしますよ。よろしくお願っします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

前々からいろいろと御提案をいただきまして、この後の廃車の処理等も含めてだと思っておりますが、しっかりと対応していきたいと。これまでも対応してきているつもりなんですけど、御提案どおりになかなか進まないということに関しましては申し訳なく思っております。今の新港の漁港に関しましては埋立地でございまして、県の事業で埋立てをして漁港施設を、箱物を造っている状況です。その計画の中で用途が決まっておりまして、例えば荷捌きをするところ、あるいは船の修繕をするところ。計画図の中でそういう形に入っっているものですから、それをいかに変更させるかというのは、当初計画から「ここでどういうことをするために、ここは埋立てをしました」というのがありますので、簡単ではないと思っているのです。確かに私もしっかりとその辺は県側の意見を踏まえた上で、垣花議員がおっしゃるような内容も含めて対応できるような形で、私含め、課長も含めて一生懸命対応していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ありがとうございます。ぜひ期待していますのでよろしくお願っします。

あともう一つは不法投棄について、以前からそういう不法投棄、車の不法投棄ですね、これはもう皆さんよく御存じだと思いますけれども、この不法投棄は今県のほうも動いていますので、県警も動いています。いっぱい皆さん動いています。やっぱり動いていますけれども、なかなか解決しないと。それは本当に私も分かります。だけど今これが錆びて、もう屋根が取れそうになっています。今度の台風が来ると、この屋根が民家に飛んでいくんじゃないかと。そこまで完全に鉄板が上に浮いている状態になっています。上の屋根が。これがちょうど南東の風に台風が来ると、今、村営団地のほうに飛んでいきます。これを私は相当被害が出るんじゃないかなと思っんですよね。これはこうなってくると、かなりの被害が出てくると、また次の問題を抱えることになりまっすので、これは何かいい方はないかなと私は思っんですけれども、その辺についてお伺っしたいんですけど。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

新港の不法投棄車両、そしてバイクにつきましては令和2年度に関係機関に法的手続を済ませています。そして令和2年3月には関係機関より調査を行ってまいりましたが、コロナ感染拡大により調査が一時中断

となっております。令和4年、今年の5月より調査を再開しております。詳細につきましては現在報告を受けておりませんので、調査結果が出ましたらお答えできる範囲で報告したいというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。台風が来る前にもう一回チェックしてもらって、屋根が飛んでいかないように紐でも縛ってでも二次災害とか、またこれが飛んでいって訴えられるようなことがないように対策を練ってください。これはぜひお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

現場を確認して対応していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひよろしくお願いします。あと一つは、皆さんに資料をお配りしたのがあります。島のお宮の件に関してですね、これは区からのお願いですので、私は「やってください」と言うのはちょっと何なんですけどこれは区の問題ですけども、1番目にちょっと絵のついた、その1番目ですね。これがシーシ（獅子）を入れているこの拝所ですね、1番目のほうにお配りしているの。これがシーシ（獅子）の拝所、これが雨漏りするというので、シーシ（獅子）が濡れるということでそういう話が出て、一応見積りも出してもらっています。最後に見積りの話はしますけれども。あと2番目のほうがうるんの木、今先に出たうるんの木ですね。県教育委員会からの文化財として指定されているうるんの木、これがうるんの木の拝所です。拝所、お宮ですね。それであとは、またもう一つがクシのお宮ですね。これも雨漏りして、もう中もほとんど土が落ちている状態で、先があと1年もつかないというような状況です。そういう状況ですね。次のページに行きますと、これが中岳、中岳って山の神様ですね。それでそこでタキヌブイってありますよね、皆さん。タキヌブイのところの神聖な場所で、そこに年に1回の行事があって、区の皆さんが集まってお祈りするところですね、神聖な場所で。そこがもう本当に完全に使えない状態になっております。そこも屋根が落ちてウコールが埋まった状態ですね。そういう形でもう一つが、これが大岳というところですね。大岳のお宮なんですけれども、これは中が見えると思いますけど中に、ウコールの上にみんな土が積まれた状態です。これは屋根がみんな落ちています。そういう状況で私たち評議委員会で集まって、これはぜひ修理すべきじゃないかと。これをしないと島は神の島ですので、それをなくしちゃいけないと。もう何百年も続いたタキヌブイですので、そこに神聖な場所があって、そこで行事があるわけですから、それはきちんとしましょうよということで評議委員会でこれを決めて、それで見積りを出しましょうということで見積りを出したんですよ。見積りを出した上で、本当にこの見積りを見たらびっくりするんですよ。この見積り見たらびっくりして、とてもとても出せるような状況じゃないと、区では。これは区の事業なんですけれども、それをそこまでは出せない状況なものですから、それをせめてうるんの木のそれは教育委員会でもそういう文化財の一環として瓦のおうちがありますよね。景観としても、そのうるんの木と一体化された景観になっていると思うんですよ、瓦ぶきのおうちが。やっぱりそれを、もう今年の台風が来ると崩れるんじゃないかというぐらいの、人が押しても崩れるぐらいの状況になっているんですよ。それが、そこを何とか早めにやったほうがいいんじゃないかということで今話は出ています。それで私から、区からのお願いですけども、区で修繕します

けれども、村のほうからも教育委員会からも一部その辺をちょっとお手伝いできないかなと思ひまして、ここで掲げたんですけれども、この辺を教育課長、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

今御質問のありました村指定の文化財、アカテツの木の隣にある瓦ぶきのお宮についてのお話も含め、回答させていただきます。まず御質問のありましたとおり、うるんの木が村の文化財に指定されております。運営につきましては阿嘉島をはじめ慶留間島、座間味島においても多くお宮、拝所等がありますので、それはあくまでも阿嘉区におきましても座間味区、慶留間区、阿佐区、阿真区同様、区の管理で行ってもらっているというのは理解しております。しかしながら今一体化に、文化財に指定できないかということに関して、村の文化財指定に関する基準におきまして、建造物に関しては意匠的に優秀なもの、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの、学術的価値の高いもの、地方的特色において顕著なものとなっていますので、この中で各島にあるお宮をその基準に当てはまるかということがなかなか難しいことから、今現在、村の文化財として指定はしておりませんのでその辺の、あくまでも委員会としましては村の文化財の保全・保護のために、またそういった文化財に指定する期間はまた別途期間があるものですからそこにおいて議論をしますが、今の段階におきましては、あくまでも村の教育委員会としましては村の文化財の保全・保護だけとしておりますので、そこの一部のお宮だけに補助を出せるかというのは今私と、また教育長も、本日欠席ですがちょっと答えかねますので、また今後の文化財の指定になるかどうか踏まえて検討していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

このうるんの木に関してもう何百年も、私が気づいた頃から同じ形なんですよ。幼稚園の頃から。そういう何百年という行事がありまして、そこの昔のおじいちゃん、おばあちゃんなんか話を聞きますと、そこに昔、茅ぶきを敷いて、一番大きな行事があったという伝統があるんですよ。そこの下に茅ぶきをつくって村中が集まって、そこでお祭りをしたというその行事があって、そういう神聖な場所で、物すごい沖縄で一番の、最大の木と言われているので、アカテツの木ですね。これは本当に大事にしながら、景観も大事にしながら、その瓦もそういうふうを保てたら一番いいなと私は思いますが、その辺をぜひ、瓦ぶきを再生できるような形で検討していただきたいなと。皆さん努力してください。ぜひお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては教育委員会、教育長への質問ではございますが、財政にも関わってきますので私からも一言話をさせていただきます。先ほど松田課長から話があったとおりでございますが、まずは補助金をつけるという場合には、どうしても一つの方法として、今回の場合で言いますと村の文化財等に指定をしないと行けないというのが大前提で来ると思ひますし、この文化財の指定の要件だけではなくて委員会の開催時期等も含めて、要件に合ったとしても多少時間がかかりますよというのが一つ。その中で文化財に指定することが仮にできたとしても、それからの予算化だということがまず一つあります。それとは別に公平公正な観点から話をさせていただきますと、例えば座間味島の座間味区、阿佐区、イビヌメーとかいろんところの改修をこれまでできております。これに関しては行政の予算は1円たりとも使っていない状況なんで

すね。もちろん大前提として松田課長が話をしたように文化財でないというのが前提でありましたし、その当時の区からの要請もありませんでした。議会等でですね。それ以外のところであったかどうかは承知しておりませんが、区民の皆さんから寄附を集めて、いろんな形でそれぞれのお宮さんを改修していったという経緯を私も聞いておりますので、そういった経緯を含めて考えると、阿嘉区の老朽化はよく分かります。私もおふくろが阿嘉島でございますから、どうにかしたいという気持ちはございますが、やはり行政の予算、公的な資金を使うということに関してはより慎重にならざるを得ないというのが現実でございますので、一つ一つハードルをクリアすることができるか、ここが大きなポイントだと思っておりますが、現状では非常に厳しいと言わざるを得ないというふうに思っております。大変申し訳ございませんが、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。これだけの拜所がありまして、今2か所は完全に修繕が終わったんですよ。修繕が終わって、あと5か所ということですので、その5か所が一遍に老朽化してきたものですから、その辺が区としてはちょっと苦しいなと、そういうことでひとつそういう形が現状起きていますので、ぜひいい方向で御検討していただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。以上で私の一般質問終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花太郎議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。今日も一日よろしくお願ひいたします。さて、沖縄が復帰して50年、今年はこの歴史的な節目の年となりました。これまでの沖縄の歩みを振り返り、これからも平和が続きますように。そして、これからの沖縄や我が座間味村が魅力ある地域を継続できますよう祈念いたします。その魅力ある地域を継続できるように、4月には当村の宮里村長が県離島振興協議会と、また県過疎地域振興協議会、共に会長の立場で離島・過疎地域における医療支援の強化や、また離島航路運賃の低減を図る立法措置など、105項目の要望事項を求めて県庁へ出向いております。村長には引き続き当村、またほかの離島や過疎地域からの多くの要望が受けられて実現できますように御尽力いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは早速、一般質問を通告書に沿って伺っていきます。今回は主に継続質問の進捗状況を伺うんですけども、短時間で済むと思ひますけれども、よろしくお願ひします。まず1点目、これだけは継続の質問ではなんですけども、ライフセーバーの件です。今年度も約2,500万円の予算が組まれております。海域安全事業ですけども、ゴールデンウィークは臨時でライフセーバーを配置して対応していただきました。現場で対応していただいた方には本当に感謝を申し上げます。ちょっと名前は分からないんですけどもボランティア的な感じだと伺っているんで、本当にありがたいと思ひます。村長や職員の皆さんもゴールデンウィーク前からこの事業の対策で駆け回っていたのは承知しております。しかし、やはり不慣れなビーチ、また急な対応だったためか、阿真ビーチの沖合でのエリア外、そこで遊泳をしている人がいたり、干潮時にはサンゴを傷つけられたエリアもあったようです。そのようなこともあって座間味マリンレジャー協会の方々も、このゴールデンウィークはまめに連絡を取り合っ、観光客とできるだけトラブルにならないように気を使いながら注意喚起を行ってまいりました。もう6月中旬となっております。村のホームページで受託事業を6月23日まで募集して、7月1日からは業務開始の予定ですけども、現状どうなっているか

伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。海の安心安全を守るライフセーバー配置につきまして、御心配をおかけして大変申し訳なく思っております。今年度の業務につきましては、令和4年3月に応募を行いました。応募資格を満たす応募者がいなかったため、契約には至りませんでした。その後、県内外のライフセーバーに関する情報収集を行いました。予定していた時期での有資格者の人材確保はかなり厳しい状況であることが分かりました。人材確保の観点から募集の状況を見直し、6月10日から再度公募を行っております。応募からプロポーザルを6月23日に行い順調に契約を終えることができれば、7月1日から業務開始を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

現在何事業所の応募があるか、お答えできる範囲内で構いませんので答弁をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

問合せ等はありません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それは何業者ぐらいありますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

件数に関しましては、お答えすることをちょっと控えさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。言うまでもなく、この海域は村のリーディング産業である観光業のメインエリアです。毎年繁忙期には特に途切れることなく訪れる観光客の皆様、その一人一人の安心安全を担うのは我々だと思っています。何よりも命は大切です。この海域安全事業については多くの予算を投じてでも毎年委託事業者を安定確保していただきますよう強く要望いたします。

続きまして、2点目です。ここからは継続質問の進捗状況を伺ってまいります。先ほど垣花議員からもありましたけれども、軽石除去の件です。全体的な部分で各ビーチ、砂浜での軽石の回収及び排出が8月まで

の作業予定となっていますけれども、現在どの程度まで進められているか。先ほど資料も頂いているのですが、これを基に伺っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

おはようございます。今日も一日よろしくお願ひいたします。それでは御質問にお答えいたします。8月までの実施予定の軽石に関する回収と運搬作業について御説明いたします。まず初めに沖縄県が実施しております海岸軽石除去の進捗状況と今後の工程について御説明をいたします。お手元の工程表を御覧ください。上のほうからビーチの名前がずっと書いていて、横のほうに棒線で横棒が入っているんですが、上のほうの黒いのが実施予定ですね。下の赤いのが実際に行った実施になっております。それに沿って御説明をしていきます。上のほうから順番に御説明いたします。古座間味ビーチは4月27日から5月14日まで、また阿佐ユヒナは5月16日から5月18日までで除去は完了しております。イノーの浜と上から書いてありますけれども、これは唐馬ですね。唐馬は5月18日から6月1日まで作業を行ってりましたが、天候に左右され、全部の処理をすることが今できておりません。一時中断して軽石の、各島の公平性を期するために6月からは阿嘉島に渡っております。6月からは阿嘉・慶留間島の除去作業に入っております、最初にビーチが大変重要だということでニシバマビーチを希望しておりましたが、現状の機械の乗り入れがちょっと厳しいということで伐採等が必要になってきました。それで環境省の許可が必要となったために、6月15日から6月22日を予定して、その前にクシバル海岸を6月2日から6月14日まで、実際今行っている最中で、今日現在まで聞くと予定どおりいっているということではありますが、環境省の届出の関係があるのでニシバマビーチに入るかどうかの今検討をしているところだということをお聞ひしております。その後、慶留間の垣尻海岸が6月23日から24日の日程で予定をしておりますが、車両の乗り入れの確保の検討をするということで今調整中となっています。日程とかですね、車両の乗り入れが可能なところを造っていくために、ちょっと時間が延びるとかというのものもあるかもしれません。そこは今調整中、日程が6月23日から24日の日程で入っておりますが、これは必ずしもその日程でいくかどうかはちょっと分からない状況ですね。そこで今で終わりますと、阿嘉・慶留間島の除去作業は完了します。その後、再び座間味島に渡ります。作業を中断していた唐馬の除去作業を6月25日から27日に予定しております。その後、ウハマの前の浜を6月28日から7月14日、ンチャラの部分の浜のほうを7月15日から7月22日、ハタキジを7月23日から7月27日に予定しております、これで県の全体的な事業が完了します。運搬に関しては随時、今座間味は東側のバースに置いておりますし、阿嘉島は環境省の隣の施設というかヤードに置いておりますが、それはたまった段階で随時運んでいくということをお聞ひしております。以上が県による工程ですね。3月議会で説明しました村で発注予定の車両が乗り入れられない場所の海岸、ニタとか、そういう場所ですね。そこを今発注を見合わせている状況でございます。なぜかといえば、補助金を活用するために必要な積算書の徴取がまだできていないということで、現在沖縄県が実績を積み上げて、どういうふうに積算するかという方法を今考えている最中ということでしたので、それを受けてそれが確定しましたら、前向きに今度その歩掛を活用して村の発注をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

御説明ありがとうございました。ニシバマビーチのほうが環境省との絡みでどうなるか分からないというところなんですけれども、もし許可が下りなければちょっと実施できないという可能性はありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

実施できないことはないです。業者は伐採をすればできるというふうに判断しておりますが、この伐採をするときに環境省の届出が必要で、環境省の審査がちょっと厳しくていろいろ調査が入っているので、そこでちょっと長引いているだけで、観光のトップシーズンまでにはニシバマビーチに入るようにというお願いはしております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。工程表によると7月でこの工事は終わりで、8月はそのニタとかそういう細かい部分になるという理解でよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

そうですね。村の発注になります。その部分はですね。そこについては今、先ほど説明したように積算の基準等がはっきりして、例えば今県に問合せしているのは補助金を活用した事業であります。その補助金に頼る積算とか、実績等の調整を今しているところでございますので、そこが確実にそれで補助金が下りますよというお話になれば発注したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

前々からちょっと心配だったのが、重機によりこの軽石が潰れて、白い砂浜が多少濁っていくのが心配なんですけれども、そこら辺はどうですかね。今のところ状況としては。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

古座間味に関してはバケツに水を入れて浮いた部分を除去していく作業でずっとやっているのを見ていました。ただニタとかその後、作業の状況を見ていなかったんですが、見た限り軽石がちょっと混じったりしているんですね。その辺は県のほうにどういう古座間味と、そのほかのビーチで何か指示を変えたのかというお話はしたんですが、そういう指示はしていないということでしたので、多分同様にバケツにくみ取って浮いたものを除去していく。砂浜は戻すという作業を踏んでいくということになると思います。ですから、多分そこまで残ることはないと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。できるだけ大きい台風が来て、アダンの茂みで永遠とじっとしていれば一番いいんですけども、白い砂浜が早く戻れるように期待しております。

じゃあ続きまして、那覇署へ要望している阿嘉駐在所設置の件で進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

本日も一日よろしくお願ひします。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。本案件につきましては、去る3月の定例議会においても村としては積極的にお話を進めていくとお答えさせていただきました。その後、那覇署の担当者と、ぜひ阿嘉島の駐在設置予定地につきまして現地の視察を申し入れていたところでございます。この結果、去る先月5月26日に、今回那覇の警察署員2名と新たに県警本部のほうからも2名、4名の方の御担当者が阿嘉島で実際現地視察を行いました。現地視察にあつては村長の立会いの下、改めて視察前にまた阿嘉・慶留間の現状の説明と必要性を説明して、現地に出向いたところでございます。約2時間余りの視察日程でございましたが、今後の県警及び那覇署の動向に注視しながら、引き続き要望、また要請活動について継続して必要性を訴えてまいります。今現状の進捗はこのようになっています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

4人の方が視察に来たということで近い将来、早めにごできることを期待できると思います。大きな抑止力にもなりますので、一日も早く設置できるように期待しております。

続きまして座間味港の拡張整備の件ですけれども、説明会や各主要団体にもアンケート調査を行っているようですけれども、その進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

座間味港拡張整備の進捗状況なんですけれども、令和4年3月から5月にかけて座間味ダイビング協会、座間味村漁協、ホエールウォッチング協会、マリンレジャー協会の代表者及び役員と意見交換会を行ってまいりました。その中で様々な要望はありましたが全体といたしましては、外来船が来たときのゲストバースを含め事業化を要望することでまとまりました。今後は港湾利用者の意見を反映させた計画の立案を沖縄県と連携し、早期事業化に向け進めてまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。これだけの船舶所有者がいらっしゃる中で意見をまとめるのも大変だったと思います。個人的には、以前から一般質問でも取り上げているとおり港の拡張は今後大事だと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、イノシシの件です。大分被害の情報もなくなったようですけれども、捕獲状況は今どのような感じか伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

イノシシの駆除につきましては、令和3年度の捕獲頭数は村内で91頭、そのうち1歳以上の成熟個体は23頭となっております。沖縄県の事業ではイノシシの生息状況をフェーズで表しており、現在座間味村はフェーズ1、低密度化を目指す段階となっております。フェーズ1では成熟個体の捕獲頭数が年20頭以上であれば目標達成で、フェーズ2に移りますと超低密度化を目指す段階と移行することになっております。沖縄県といたしましては、今年度中にフェーズ2への移行を目的としております。村も連携し、根絶を目指していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。減っているとはいえ、最近また阿嘉島で出没したとの情報もあります。ウリボウもいたということですので確実に、ウリボウが2頭目撃されたということは、少なくとも4頭以上はいるということになると思いますので、そこら辺も注視していただきたいと思います。前にも申し上げたのですけれども、できる限り数多く捕獲して、以前のように子供たちが安心して山で遊べる環境を取り戻せればと思います。引き続き粘り強く確保の対応をよろしく願いいたします。ちょっと短かったのですけれども、私からは以上です。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平清志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

皆さん、おはようございます。今日一日、またよろしく願います。私が今質問するのは、もちろん12月にもやりましたけれども、この件は当然村長も年始会のときに、「こんな小さな島だから、あまりこれに対しては」ということもありました。私が12月に皆さんに質問した以上は、これを注視していきますということでやっているもので取り上げました。そしてその件に関して私は家族、親族、その者たちとも話し合いました。了解を得ました。了解を得たというよりも、家族は「そんなことは気にする必要はない。これは喜文が思っているように、いろんなことを聞いてください」ということを言われました。ですから皆さんももちろん心を痛めている、あるいは親戚関係も心を痛めている方はたくさんいるとは思いますが、それはそれ、これはこれとしてやっていきたいと思っております。当の御本人の兄弟からの発言ですけれども、話を振り出しに戻すようで大変申し訳ないんですけども、平成28年以降の、皆さん外部監査を入れて49万5,040円、その段階でなぜ分からなかったか。それからその次、平成28年から令和3年までの例の事件ですよね。ですから本人いわく、それが分かっていたら被害額ももう少し少なく済んだはずだし、あるいは平成28年以降の不正使途不明金の件で分かっていたら、本人もその後に着任したので、そういうこともなかったんじゃないかというふうなことを口々におっしゃっていました。それはやっぱり管理者の皆さん、課長を含め管理者の皆さんの監督責任不行き届きは否めないんじゃないかということをおっしゃって、非常に残念がっていました。もちろん当の本人が一番悪いのは悪いですよ。それはもう承知の上

でおっしゃっていましたので、それを基にしてこれからちょっと聞いていきたいと思います。私が12月に聞いた段階で、当時は課長が大体4,000万円から3,200万円ぐらいの額だろうということで、まず3,200万円の額を基準にして物事を進めてまいりました。ところが外部監査によると4,086万4,290円の額が出ました。村長はそのとき、弁護士を投じ刑事告発をしていると、出させているということだったんですが、その後、それに対する進捗状況は今どのようになっているか。まず、それから伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この件に関しましては私が関わっておりますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。今お話を伺ったんですが、那覇警察署において現在も捜査中であり、金額の確定はできておりません。金額確定作業を行っているが、5年間という長い期間なので、確実な証拠を収集するためにはまだ時間を要するというので、金額のほうの話は確定していないと聞いております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあ皆さんが外部監査で金額が出たこの4,086万4,290円に関しても、まだ正確な数字じゃないということになっているわけですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

はい、あくまで不足が生じている額ということで、この額が確定ということではございません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。それで、これは今もまだ進行中だということですね。これはめどとして、もちろん私は12月にも言ったんですけども、裁判に出したからすぐ結果が出るというものじゃない。中長期的にわたるということはもちろん存じてはいるんですが、大体めどとしては、これは住民も非常に関心を持っているんですよ。その辺がいつ頃そういっためどがあって、果たしてそれが取れるのか取れないのかということも含めて、今執行部としてどのような感じで見ているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいま宮平喜文議員のおっしゃったことは私たちも非常に関心のあることで、捜査2課というところなんですけれども、定期的に関係機関のほうに問い合わせせておりますが、明確な答えはいただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。じゃあこれは今後もずっと注視していきながら、また皆さんも事情があれば出向いたりして、いろいろそれに対して対応していくということで、今のところはそういう状況ということですね。今、

当の本人はどういう状態で、どういう形で今過ごされているんですか。そこら辺をちょっと私たちは知らないんですよ。これは家族からも聞けなかったです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

すみません、私たちのほうも承知はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。確かにプライベート、あるいはさっきから言っている小さな島、あまりかき乱すわけにもいかないんですけども、でも公金として皆さん、これはトータル的に4,582万9,330円と、とりあえず現在出ている額ですよ。ところが先ほど副村長が言ったようにまだ額も正確じゃないということをお聞きすると、果たしてじゃあ幾らになるかなということがこれから先またちょっと疑問になりましたが、じゃあこの横領の件に関しては今後も注視しながら私も見守っていきたいと思います。

それから平成28年以前の不正と疑われる金額が496万5,040円と、それも12月定例議会では村長は被害届けという形で告訴状を警察に出しているということで、ちゃんとこの12月議会の答弁書にも書いてあります。それは今どのようになっているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問でございますが、12月の議会で答弁いたしました但那覇警察署により職員の聞き取り調査を行っております。村においては依頼された資料を出しているところですが、被疑者を特定するまでには至っていないということです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私がこれを聞いたのは、当初は9月、12月に聞いて、まだ3か月しかたっていない。でも今回は、私は3月にはその質問をしなかったんですが今回6月、約9か月間、何らかの形で見えるんじゃないかなと思って今回取り上げたわけなんです。その当時働いていた私の同級生も1人いて、この前電話で確認したら、4月の末に那覇署のほうから来て調査がありました。それ以後は何もないということなんですが、私の記憶では皆さんはりゅうせきグループの派遣職員を雇用というか、委託してやっていたんですが、このりゅうせきグループ、その当時働いていた職員、それからりゅうせきグループとの契約はいつ頃から始めたんですか。その辺も併せてお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

大変申し訳ございません。記憶が定かではございませんので、後ほど答弁したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

なぜ私がそこまで聞くかと言うと、当然職員プラスりゅうせきグループの派遣職員がいて、それが今のところ誰がやったかということまではまだ知られていないという御答弁ですが、やっぱりその辺もその当時働いていた何君、何君、何君がいて、職員は誰々がいて、今その調査をしていると思うんですが、じゃあその当時働いていたりりゅうせきの職員にも現在その調査は行っているんですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

訂正します。派遣職員としてその当時採用していたと思うんですけれども、その人たちの調査も行われているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、捜査に関連することに関しましては警察のほうからは聞いておりませんので、お答えすることはできません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そうすると、私はこの件もなかなか前に進まないような気がするんですよ。やっぱりその当時、何回も同じことをおっしゃいますが、その当時いた派遣職員と、その当時いた本務職員との調査があつて初めてそういうのが明らかになってくると思うんですがね。じゃあそれも、これは今警察やそういう方々に全部まだ委託の最中で取り調べ中だということの考え方でいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

はい、そのとおりでございます。警察のほうから資料提供の依頼がある分に関しましては全て出させていただいております。もちろん先ほどの当時働いていた人の情報等も入っているかと思いますが、その内容については例えば誰を調査したとか、いつやったとか、どういった話を聞いているのか、それ以外の情報も含めて資料は提供しておりますが、その後の警察の動きというのは私たちでは確認はしておりませんし、またあちらからも情報提供はございません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。皆さんね、今回宇地原会計管理者、会計課長が来られています。当然特任でいろいろとそういうってこ入れをする。それから那覇出張時には出納責任者みたいな形を配置しておりますがその役割、じゃあ今までの話からすると課長の役割はどういった形での任命で、どういことを皆さんは要望して、あるいはどういことを改善してほしいという形で課長をお呼びしたんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

詳細につきましては、また担当課長が今しっかり頑張っていておられますので説明はしていただきますが、まず今回の横領事件を受けて現金の取扱いという意味では私たち役場、特に出納のほうでもしっかりやっているつもりではございますが、一番はやはり民間の企業銀行、そういったところの取扱要領等、マニュアル含めてさらに厳格なところがあるだろうということ。公務員の仕事と民間企業との違いもあると思いますので、私たちが培ってきたノウハウだけではなくて銀行のノウハウをしっかりと私たちにも取り入れをさせていただいて、公金の取扱いをしっかりとしていくというのが第一前提でございます。それと併せて職場の環境であったりとか人材の育成、いろいろな形で沖銀フィナンシャルグループと提携をさせていただいておりますが、今回特に会計事務に当たっての取扱い、それと併せて将来的にアウトソーシングをしたほうがいいのかということも含めて、あるいは職員の配置とかいろいろなことを調査研究させていただきながら、それを体現していくということを行っております。既に幾つかは実施をしている部分もでございます。その詳細につきましては担当の課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宇地原由人会計課長。

○ 会計課長（宇地原由人）

では本日も一日よろしくお願ひいたします。それでは、ただいま私のほうで取り組んでおります再発防止策について少し御説明をさせていただきます。まず3月になります座間味村公金取扱基本マニュアルのほうを制定しまして、4月、私着任以降この運用について本格的に取り組んでいる最中でございます。これは那覇出張所のみならず座間味の事務所、そして阿嘉の出張所、私ども会計課のほうでもしっかり導入しまして、日々の売上げや収納金、それと現金の突合、精査の水準を上げていくというところで運用、取組を今行っている最中でございます。ただ万が一、過不足だとか違算金が発生した場合においても原因追求にとどまることなく、改善策を当事者または私どもが関わりながら、再発防止に向けて改善策についても検討を進めているというところでございます。この取組につきましては、私会計課長としての職務において、これまで銀行で培ったノウハウや知見、これを取り入れながら改善策についてもクオリティーを上げていく動きを取っております。併せてその動きの効果としましては、現金の取扱いに関する皆様のリテラシーの向上にもつながっていくものと考えております。2点目としまして、今、本議会でもちょっと補正予算の調整をさせていただいておりますが自動釣銭機、あとQRコードによる乗船状況の明確化、キャンプ場・バス利用に際しての発券機の導入、防犯カメラの設置など、こちらについてもまた後ほど補正予算のほうが通過しましたら、ぜひ発注等の手続を取らせていただきたいなというふうに考えております。これは現金の取扱いを減らすということと、やはり見られているというところでのモニタリングの強化ということにつながっていくものと考えております。最後に、先ほど村長からもございましたが那覇出張所については、ただいまアウトソーシングについても今検討を進めております。こちらについては村長、副村長を含め7名の関係者でプ

プロジェクトチームを組成しております、5月6日にキックオフを行ったばかりです。このアウトソーシングの目的としましては3点ございます。1点目としては、現金事故防止策の構築と確実性の高い運営を実施すること。2点目、座間味村役場の人的理想数を確保し、優先事業への配置等を実施すること。3点目としましては、コスト削減による収支改善を図ること。この3点を大きな目的として、今取り組んでいるところでございます。来年の4月の導入に向けて、ただいま那覇出張所のジムフローの見直しや、あとはシステムを導入することによる効率化、もしくは事務の高度化というところについての検討を進め、アウトソーシングの枠組みを固めているという最中でございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今いろいろお話していただきましたが、分かるところと分からないところもたくさんありますが、こういったマニュアルとかそういうものは、もし出来上がったときは私たちもいただくということはできますか。どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

宇地原由人会計課長。

○ 会計課長（宇地原由人）

私も今このアウトソーシングの枠組みを、事務を整えることを通して今整備していくわけですけれども、このアウトソーシングが実現するかどうかはまだ今不透明な状況ですので、またそういった状況が整い次第、また改めてご報告させていただくということでお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それで村長、副村長、任期は1年だと聞いています。今の事業内容、もちろん十分把握しているわけじゃないですよ。これだけいろいろ言ってもらって果たしてこれから、もう6月です。来年3月までに、この年度内にそういったものが完結できるのか。それで彼の任期はこの1年で終わるのか。こうであれば、もう少し期間も必要じゃないかということも添えて、ちょっとお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その前に先ほどの質問ですが、例えばアウトソーシングに関してはなかなかまだ見せられる部分がないということですが、例えば公金のマニュアルとかそういった明文化されているものに関しましては、基本的に公にできる資料でございますので、必要でありましたらいつでも御提供させていただきたいと思っております。先ほど任期は1年ということでございました。今年の3月に沖縄フィナンシャルグループと座間味村で包括連携も進んでいる中の一つとして人材交流、私たちの人材の育成というところが入っております。あくまでも1年というのは2年以上を妨げないというふうには私は捉えておりますし、そういった意味では御本人の考え方、あるいは会社の考え方もありますから、2年も3年もいてほしいという気持ちはございますけれども、その辺はまたこれからの流動的な話ではありますが、引き続き人事交流を進めていきたいと思っております。現課長が銀行に戻るとしても、また新たな人材を招聘させていただくことでこの事業を進めていくというのも大切ですが、まずは今日の前にある今年度の仕事をしっかりやっていただく。年度末、12月ぐらいからまた次年度以降の人材の配置等につきましては、あるいは4月以降の現課長のポジションについても

しっかりと議論をしていく中で座間味村にとっても、あるいは沖縄フィナンシャルグループにとっても、いい形でお互いが仕事をできる環境というのをしっかりとつくっていきたいということでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。課長、頑張ってください。これまで今船舶での不祥事、横領等いろいろ話してきたんですが、それを含めてちょっと皆さんには頭の痛い話ではあるんですけども、ここ最近、団体に動いているのか個人で動いているのか僕もよく分かりませんが、住民監査請求を行って、うちに監査委員も1人います。代表監査委員も、その問題に関しては資料等がないのでほとんど却下した形で回答をしたということをお聞きしております。それからその本人が村に対して情報開示を求めたら、例えば人の名前、異動通知書とか号給とか肝心なところは全部黒塗りで書類が戻ってきましたということで、二、三日、その話を聞かされました。それでもそれをまとめて訴状として作って裁判に出しているということらしいんですよ。もしですよ、これが今の段階で裁判になったときに、要するに裁判は恐らく賠償責任問題の類いで裁判になると思います。そうなったときに今村としては、現時点でまだ通知も来ていないから何とも答えようがないところもあるかもしれないけれども、もし裁判になったときにどのように対処するか、もし今お分かりでしたら。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。宮平議員がおっしゃったとおり訴状の内容を見ないことには対応の方針が固まりません。もちろん仮に訴状が届いた場合には庁内でも中身を、訴状の内容も精査をしますし、顧問弁護士に対してもその内容を精査していただく上で方針を決定したいというのが現状でありまして、これ以上私のほうから述べることはございません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。そうお答えになるだろうということはもちろん、訴状も来ていないし内容も分からないからそういうお答えしかできないとは思いますが、ただこの件とちょっと違って本村は今裁判問題が、ちょっとだけ飛びます。土地問題、それから某設計事務所、それから某保健師の問題、それからこれから出てくる賃貸、あるいは撤去、そういった問題、さらにまたこれまで出てくると、私はこの小さな島で裁判問題があまりにも起き過ぎるんじゃないかと。私ももう今年9月で2年になるんですけど、皆さんによく言いました。情報を開示して、例えばこの議員で交渉して、結果論ですよ。裁判にならないのもあったかもしれないし、あるいは皆さんに話したってどうせ裁判になるよということかもしれないんですが、何かその辺が非常に皆さん議会と行政は一体ということはよく言っているんですが、なかなかそういうところでは少し欠けているんじゃないかなという気がするんですね。だから今後もし裁判等が出てくると、これからまたあと一、二件裁判が出てくると、皆さん管理職、特別職、一人一人がその裁判に対応していると住民サービスはできませんよ、極端な言い方。だからその辺をもう少し村長、お互いにその練り合わせ等も含めて必要じゃないかなと思うんですけども、ちょっと話は飛びますがどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、他の自治体がどれだけ裁判案件を持っているかというのは全然承知いたしておりませんので答えようがないというのが実情でございます。ただ、裁判があるたびに職員の精神的な疲労も含めてございますので、私たちとしてもできるだけ裁判は避けたい。そういう話があった場合には顧問弁護士も通じてしっかりと、できるだけお互いが納得いくような形で示談に入っていくのが一番いいんじゃないかというのは大前提としてございます。ただ、やはり法令、あるいは条例等を鑑みたときにどうしても譲れないところ、あるいはせんだって決心をいたしました委託系の話は、あちらはもう私たちのほうの全面勝訴で終わりましたが譲れない部分もございますので、話の中で妥協点を見出すというのは限界があると思っております。私も顧問弁護士にもいろいろと相談をしていく中で、感覚的な話をさせていただきたいということで顧問弁護士に話をさせていただきました。他の自治体に比べて裁判案件が多いような気がしますと。もちろん他の自治体がどれだけ案件を持っているかというのは分かりませんが、そういった話をさせていただきましたと、私どもの顧問弁護士の意見といたしましては、執行部がいろいろな問題にしっかりと対応している、対処されているので、逆に他自治体よりも多く見えるように感じるのではないのでしょうかというふうな御発言もございます。ただ、うちの顧問弁護士もほかの自治体を持っているのかどうか分からない状況での発言ですので何とも言えませんが、私たちとしては村民に不利益がないように、私としては職員に不利益がないようにするために、必要であれば裁判も致し方ないというのが私の考え方でございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ここにいる議員も、私たちも9月で改選です。9月以降、私たちがここでしゃべれるかしゃべれないかはちょっと分からないんですが、とりあえずこの議員でも、ここ8年間でクイーンバースの問題やら備蓄タンクの問題やら、多少なりと皆さんの力にはなれたと思っています。ですから今後もそういうところを含めて、もっとお互いに情報共有をしながら村発展のために、あるいはまた議員の発展のためによりしくお願いしたいというふうに思います。じゃあこの件につきましては、これで終わります。

続いて、先ほど清志議員からありましたライフセーバー、清志議員が聞いたことは割愛するにして、ゴールデンウィークはボランティアで対応したと。課長の話では、まだ今プロポーザル最中ですよ。今週で梅雨も、来週ぐらいから梅雨が明けて、本格的な夏場の海洋シーズンがやってまいります。私が思うにはニシバマに2人、古座間味に2人、阿真ビーチに2人。そして毎日休みはないですから、台風が来ない限りは、最低でも8名、9名ぐらいは必要じゃないかなというふうに思っておりますが、先ほどとちょっと重複しますが、今応募があったということであるんですけれども、もうそろそろシーズンは目の前です。見込みはどんなですか。もう一度、再確認します。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほど宮平清志議員にも答弁したとおり令和4年3月に公募を行いました。応募資格を満たす応募者がいなかったため契約には至りませんでした。その後、県内外のライフセーバーに関する情報収集を行いました。予定していた時期での有資格者の人材確保はかなり厳しい状況であることが分かりました。人材確保の観点から募集の条件を見直し、6月10日から再度公募を行っております。応募からプロポーザルを23日に行い順調に契約を終えることができれば、7月1日から業務を開始する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ですから今聞いているのは、もちろん順調に契約できたら7月から、契約ができますかという、要するにその業者が確定できそうですかということをお聞きしているんです。その辺どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

手応えは感じております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

頑張ってください。万が一、ライフセーバーがいなくて水難事故でも起こしたら座間味村の汚点、さらに行政の汚点になりますので、それは先ほど清志議員が言ったように海で生活しているような人たちはたくさんいますので頑張ってください。

それと、これは先ほどの清志議員からはなかったんですけども、もちろんこれは相当多額な金額が流れていますから、これは地域住民からの話ですよ。去年の実績がなかなか請求、あるいはそういったものがなされていなくて実績報告が終わっていないとか、あるいは精算が済んでいないとかいうような話をちょいちょい耳にするんですけども、その辺はどんなですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

実績報告書の提出につきましては昨年の11月には提出されておりますが、提出書類に不備がありましたので十分に精査し、額の確定は3月に行っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ということは、精算等は全て完璧にもう終わったというふうに捉えてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、おっしゃるとおりです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ぜひライフセーバーを確保して、本当に事故のない海水レジャーができるよう御期待申し上げます。じゃあこの件に関しては先ほど清志議員からもありましたので、これで終わりたいと思います。

続いて阿真地区に新たな建物を造るという話がありました。私がなぜそれを言うかと言うと、私も阿真地区、座間味地区のアンテナ組合の管理をしているもので、そのアンテナ組合の評議委員の中には当然阿真区長とかいろんな方々が入っていて、「喜文さんは議員ですから知っていますよね」と。「何ですか」と言うと、「阿真地区にまた新たに建物を造るらしいよ」ということで、そのとき私は「いや、我々議員としては

まだ聞いてはいない」という話はしましたが、もちろん村長の所信表明の中には今なお不足する住宅環境において、沖縄振興特定事業推進費を活用した民間事業との協同による新たな取組へ着手をしたいというようなことももちろん一行ぐらいうたわれています。ただ、造るという話は我々議員誰も聞いていなかったもので、議員だからというわけじゃないんですけれども、議員が知らないで民間が先にそれを知っているというのは、我々としてはあまり面白くないというか、なぜそういうふうな情報が先行したのか。まずそこからちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

住宅環境の整備はとても重要だと思っておりまして、私の政策の中でも上位に入っております。施政方針でも述べさせていただきました。宮平議員がおっしゃったように沖縄振興特定事業推進費を活用してできないかということで調査研究をさせていただいており、現在内閣府とも調整をしているところですがまだ決定をしておりますし、予算化もこれからでございます。ただ、用地の選定といたしましては阿真地区だということでございますので、これは総会の前の初会、理事会ですかね、役員会、そういった方々が集まる機会がなかなかないので、こういう計画をさせていただいておりますという話はしております。今日の一般質問でございますので、私たちが今考えているフロー、内容に関しては御説明をさせていただきたいと思いますが、これも決定をしている、予算が確定しているわけでもないもので、確定のときにはまた今日の内容と多少は変わってくるかというふうに思っております。決して議会軽視をしているわけではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っておりますが、この住宅に関しましては私どもだけではなくて、議会のほうからもしっかりと整備をなささいということでございましたからしっかりやっているというところがございますので、ぜひその辺は御理解をいただきながら私どもの担当課長からの説明を聞いていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。仮に造るとしましょう。そういったときに、あるいはこの施工主、村主体でやるのか、民間でやるのか。先ほどから若干いろいろ触れられていますけど。それから全協である程度その説明は聞きましたけれども駐車場の問題、それから部屋数の問題とか、これから取り組む課題を結構おっしゃっていました。これはもし個人レベルでやるとしたら、当然固定資産税やら1階の不動産所得税やら、そういうものも発生してくるんですけれども、今後の管理体制、もし造る前提としてですよ。今後の管理体制、運営体制としてどのような方向性なのか。その辺がもしお分かりであれば。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こちらに関しましても改めて説明をさせていただきますが、今回私どもが沖縄振興特定事業推進費を活用して民間事業者にアパートを造っていただくことはできないかというのが大雑把な説明でございます。まずはその内容をうちの総務課長のほうから説明をさせていただきますので、その後に御質問いただければ、またその都度お答えをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

それではただいまお話のありました阿真地区における定住促進住宅、少し御説明させていただきます。本案件につきましては、村のほうでも施政方針で述べましたとおりやっぱり不足する住宅、環境改善に向けて取組を行っておりました。場所につきましては阿真地区の現在あります定住促進住宅の横の空き地のほうを活用させていただきます。そして新たに整備するに当たって住宅については入居者、気になるころだと思いますが、やっぱり幼稚園の教諭、また保育士、教職員、介護職員等、住民サービスを行う上で必要不可欠な専門的な資格を有する方を対象に就労者向けの建物と、また併せて合築という言葉を使っておりますが一般の方が住まれるアパート、それと併せて合築形式の建物を今考えております。それと併せて予算につきましては、先ほどお話が出ました沖縄振興特定事業推進費でございますが、これはまた民間補助金という言葉もついておまして、いわゆる我々が発注者ではなくて、我々が提案をしていただいたものを民間業者が手を挙げていただいて、民間業者のほうが実際に設計・建築を行うという運びになります。その分、財産については民間の方になりますので、民間の方が管理運営、いわゆる役場の方式とほとんど一緒になるのかなと思っております。ある一定年数を過ぎますと村のほうに移譲という形で、村のほうでの管理運営を引き継ぐ形になっております。併せて申しますと、その間、民間の方が持っておりますので、いわゆる固定資産については村のほうにその期間中は入ってくるというような仕組みづくりとなっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。計画中ということで、ほぼ間違いなくやっていくと思います。ちょっと話は飛びますが、阿佐区の初会も出たんですよ。阿佐区の区長が、私がいたもので、阿真と比べると住民の数が20名ぐらい阿佐は少ないんだと。だから阿佐にもアパート等、建物等を造ってくれないですかというようなことが阿佐区の初会でも出ておりました。その辺も含めて御検討よろしくお願いします。今の件に関してはある程度理解できました。ありがとうございます。

続きまして農業振興についてということなんですけれども、私が議員になって約8年近くなりますけれども、これまでは農業専門がいて、農業大学を卒業した議員がいたもので、私は農業の件に関しては1回も触れたことがなかったんですが、この前、座間味村農業振興地域整備計画見直し、集落別関係地権者農業説明会というのに参加しました。産業振興課長主催の下で行われて、当然私も私の親父の名義があって通知もありましたので顔を出しました。そこには本土、大阪から来た年配の方、あるいは沖縄本島から来た地権者、要は座間味で見ない人たちが結構いるんですね。もちろん本村とゆかりのある人たちですよ。座間味に土地を持っている方々だと思います。そこでいろんな説明を聞いていて、やっぱり土地ってある程度貴重だということのを再認識しましたが、その地目変更、あるいはそういったものの売るかとは別として、私がついでに申し上げたいのは、私たち議員はこの8年間、伊江島、それから5月19日、20日に北大東村へ行ってきました。昔からよく農業をしない村は衰退するとか、潰れますとか、よく言うような学者的な言葉があります。確かにこの前、北大東村へ行ったときに、北大東村にはビーチはありません。無人島もありません。もう岩場を割った漁港があるぐらいで、ところが農業は遊休地が一つもないんですね。要は港から掘り起こした石垣を山のどこかに積んでいるぐらいで、猫の額ほどの遊休地も何もないんですよ。500名の人口で、特産品が多いときで7品、今でも4品、5品はあるというような話をお聞きしました。我が村は人口が、もちろん阿嘉・慶留間も含めてですが920名前後ぐらいいるんですけれども、やっぱり特産品も含めてそういうものからすると、それを取り組みますというような話は毎年聞いているんですけれども、一向に前にあがかないということが今現状としてあるんですね。北大東村なんか行って、確かに物価は高いです。JAの

スーパーへ行ったんですけども、私はよく酒を飲みますから、例えば久米島の久米仙のグリーンボトル、沖縄本島で1,100円です。スーパーで1,300円です。北大東村は1,500円しました。びっくりしましたね。それ以外もみんな高いんですけども、それでいて1週間に定期便があつて、漁港が新しく整備されていて、そこにはかりもウインチもついていて、栽培所もあつて、それから氷も海水で非常に質のいい氷で、直接沖縄本島に、解体してすぐ送るというような取組。それからあれはカレイですか、それとヒラメですか、養殖、アワビの養殖、そういったものを見てくると、我が島も確かにこの海で潤ってはいますけれども、いまいちやっぱりその辺が遅れているんじゃないかなというふうに受けます。当然農業をするからにはもちろん水もないといけないんですが、私が言うこの農業見直しは個々個人の問題ですから、それにはあまり触れはしないんですが、もちろん所信表明の中に農業振興についてと、全くこの見出しと同じように書いてあるんですね。村長はそう書いてあります。遊休農地解消に取り組んでまいりますと。併せて農業委員会による新規就農への支援活動、積極的なアドバイス、営農計画策定などで農業の振興に向けた仕組みづくりを確立し、農業の振興を図りますというふうに書いてありますが、私が今、一番言いたいのは、以前古座間味にメロンハウスがありました。ところが今あれ、古座間味ビーチへ行くと、そこにはもう鉄骨とかいろんなものがあつて、まず試しに、ごく一部でもいいから、もちろん今土地の地主とかあちこちへ行って亡くなったり、探せないとかいろいろあるけれども、まず少し村で買上げとか借りて、農業のその環境を与えたらどうかなど。この前も例の説明会で、ある人が言っていました。まず個人的には非常に借りることが難しいので、村で一括借入れして、あるいはまず試しに少し借りて、農業をしたいという人はいると言っているんですね。ですからそういう面で、まず少しずつその辺も進めてはどうかということで、まずそれをお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございます。農業を私も母親と一緒に父の畑ですがやっております、農業とまでは言いませんが、いろいろな苦勞もしてきたつもりでございます。農業、簡単ではございません。幸いにして阿嘉島におきましてはシークワサーを植えるんだという若い方々がいて、そちらの支援、どこまで私たちができるか分かりませんがしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますし、彼らも一生懸命やっている。一番何が言いたいかと言いますと、やる人がいるかないかなんです。土地の買上げ、買い上げてもやる人がいなければ始まらない。逆に言いますと、やりたい人がいるというのであれば、ぜひとも御紹介いただきたいと思ひます。これは農業に関しては、漁業もそうですが、座間味村だけではなくて県や国のいろいろな制度がございます。私たちもできるだけお手伝いをしていきたい。一番の問題は土地が小さいというだけではなくて、そこが荒れ放題になっているというだけではなくて、やりたいという意識の強い人がいれば私たちも動きやすい。ですから担い手だったりとか、農業をしたいという人たちが来る方向を考えていかないといけない。ですので、先ほども話をした産業だけではなくて、産業を伸ばすためには住宅も必要ですよということでも住宅も整備をさせていただいているところでございます。農業にはいろいろなことがあると思ひますが、農業におきまして、漁業におきましては若い人たちが移住をしてきて、多くの方々がマリレジャーをしながら漁協の準組合員になり、組合員になって、水産業がだんだん盛んになってきているというふうに認識をしております。また、その中で私どもといたしましても漁業協同組合への補助金を準備させていただいて直売所を造る、あるいはコンテナを造る、いろいろなことをさせていただきました。そういったことで漁業も伸びてきているというふうに認識をしておりますが、これは大前提としてやはり意欲のある人たちが出てきたというのが大きいと思ひます。先ほど言った阿嘉島での意欲のある人たちに関しましては、

私はとてもありがたいことで、これからもできる支援はしていきたいなというふうに思っておりますが、果たして座間味島におきまして、あるいは阿嘉・慶留間におきまして、この土地の中でどれだけの人たちがやりたいという意欲を持っているのか、そこもまず大切だというふうに思っています。もちろんやる人がいないからということで私たち行政が逃げるのもおかしいと思っておりますが、そこはぜひ議会の皆様方とも一緒に手を取り合って、やりたいという人がいるのであれば招聘をする。その人たちの住むところはどうするんだ。狭い土地をどう集約するのだろうか。そういったところも含めて話をするというのがとても大切だと思っておりますので、常にまずきっかけが大切だと思っております。行政が逃げていると言われればそれまでかもしれませんが、私たちも、特に私はこれまで農業もしてきたつもりですので、しっかりとその辺はお手伝いをしていきたい。そのためには、より農業をしたいという人が現れないことには阿嘉島のように始まらないということだけは大前提としてお話をさせていただきたいと思いますが、農業振興に関しましてはまた担当課長からも説明があると思いますので、そちらも聞いていただいた上で質疑応答をさせていただければありがたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

それでは農業振興の施策等についてお答えいたします。現在村で行っている農業の施策といたしましては、肥料購入に係る運賃の助成、それと農業奨励補助金等で、村で単独事業としてそういう方がいれば実施することになっております。阿嘉島においては農業委員を中心に農業に親しんでもらい、農業者を増やす目的で令和3年8月1日から令和4年3月31日の期間、空いた時間を活用した農業の取組を実施するというところで10名程度の参加者が1人2畝程度の畑を使用して、農業委員の指導を受けながら収穫まで行うことができたということを聞いております。今回は畑がフェンスで囲まれていて食害がないというところで行っているんですけども、今後は村が行っている各種補助金も活用しながら座間味島でもそういう、先ほど村長が言われたように人材、農業に親しんでいく人材を確保するためにも、そういう仕組みづくりの検討ができないか、今後も検討していきたいと思っております。さらにまた現在農振地域の見直しを行っている、喜文議員も説明会にいらしていたんですが、重点的に農業振興地域、やる気の方がいればそういうところも定めて、生産者を支援する仕組みづくりの構築を図って、地元の料理や特産品において地産地消を推奨して、地元で作った農産物の直売所等の立ち上げができないか今後検討していきたいと思っております。今後も同様にやる気の方がいれば、相談や支援を検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よく分かりました。なぜ私がそこまで言うかと言うと、先ほど太郎議員でしたかね、ロシアの進行で非常に物価が上がっています。私も1週間分とか10日分とか、よく食料を沖縄本島から仕入れしてくるんですけども、タマネギ150円が今250円、ジャガイモが150円が250円とか、もうもろにその生活感を感じております。冬場は確かに学校のそばとか農業をしています。幾らかやっていますけれども、そこで作られたジャガイモとかタマネギとか、そろそろ4月、5月ぐらいにはほとんど、私もちょこちょこあちこちからもらってくるんですけども、もうほとんど消費が終わります。となると、次は何になるかと言ったら、5月、6月はゴーヤーとかナーベラーとかシブイとか、そういうものが継続的にあれば買わなくても済む。極端な言い方、食料に困らないと言ったらちょっと大げさなんですけれども、なぜそこまで言うかと言うと、私ごとで申し訳なんですけれども、うちの親父は年がら年中農業をしていたんですね、暇々。です

から冬場はジャガイモ、タマネギ、ニンジンとある。今の時期からゴーヤー、夏になるとシブイ、冬瓜ですね。ナーベラー、ずっと年がら年中、ずっとうちはその頃はあったんですけどね。今私はやってはいないんですけど。だからそれを含めて、今物価高で非常に高くなっていますし、その辺も含めてやっぱり新たにそういうところも少しずつ見直して、村民の生活が少しでも楽になるようなことをこれからも含めて検討していただければなということで、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平喜文議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き、5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

じゃあ私のほうからは2点ほど質問したいと思います。これは阿嘉・慶留間地区の簡易水道の草刈りについてなんですけれども、今現在、阿嘉区の旧施設、水道施設なんですけれども、また慶留間区の水道施設において現在雑草が生い茂っていて、公共施設としては見苦しい状況にあります。その場所については課長も、担当の職員も確認していると思います。その件については以前に私も、今後見苦しくないようにやっていったらどうかということをお話していますけれども、今後どういうふうな形で対応するのか伺いたいです。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。阿嘉区の旧浄水場と慶留間区の水道施設は確認しております。以前にも指摘いただいている中で改善ができていないということで大変申し訳なく思っております。今後は道路草刈りのタイミングと同時に、その水道施設の草刈りも含めて草を刈る、年に数回やることにいたしました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

今課長もおっしゃるんですけども、その現状を見てやっぱり思うんですが、観光道路沿いにある施設内で、今現在は使われていませんけどね。やっぱりあれだけのモクマオウとか、雑草が生えればお客さんも通る道である、観光道路でありますので、やっぱり見苦しくないように、ぜひ今おっしゃったように年に二、三回ですか、予算を計上してでもいいですから、対応方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

では次に慶留間浄水場について伺いたいです。これも旧沈殿池、今現在使われていません。浄水池付近においてフェンスがあるんですけども、もうそのフェンスを超えるぐらい、ここも雑草が生い茂っていて、そこには浄水池というのがあります。その浄水池も点検するためには行くような場所でもありますので、あの状態でどんなしてそこに行って点検しているのか。やっていないのか。本当に不思議なぐらい、私もあの場所を見て思っていますので、そこも先ほどおっしゃったようにぜひ点検などをするにも支障を来さないような感じのためには、ここも配水池付近、あるいは慶留間の浄水場も今現在使われていますので、ぜひそのように課長、何回かこの現状を見て草刈りをさせるようにしてください。前の課長にも話した旧沈殿池、

そこには地権者が3名います。その地権者に今現在、この借地料を払っているということでお聞きしたいんですがいいですか。分かれば。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今、同施設がある部分については借地料を払っているということであります。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

払っているということであれば、その前の話と後の地主との話し合いはもうしていないということによろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

施設の解体等のことですか。その話は私のほうでは聞いておりませんが、地権者のほうから更地にしてほしいという要望がありましたら、これは補助で建てている施設であります。財産処分の要らない年数というのがございます。鉄筋構造物は60年かかります。理由があれば、今言われたように例えば地権者が畑をしたいとか跡地を利用したいとかという理由があれば、財産処分の理由扱いとして財産処分は可能かとは思いますが、それ以外でそういう跡利用が今現在ないのであれば、そのまま今契約していく形になるかと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

やっぱり今見た感じ阿嘉島から送水している状況でありますので、跡地利用としてはできないと思います。何らかの形で3件、地権者がいますので、その話し合いを進めて、返したほうが僕は、その周辺がまた畑とかもやる可能性もあるし、地主がですよ。よくなるんじゃないかなと思います。そういうふうを考えています。よろしくをお願いします。じゃあこの草刈りに関しては、阿嘉・慶留間浄水場、慶留間浄水場も本当によろしくお願ひしたいと思えます。

あと質問したいのがありますが、阿嘉区の旧浄水場施設内においては、もちろん国、県の補助金等で建てている施設ですが、今後何らかの形で使う予定があるのかということと同いいたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。阿嘉旧浄水場については、今現在、阿嘉旧浄水場の配水池は沖縄県企業局が直接送水して利用しております。また、建屋に関しましては配水池の水計等の信号を分岐させ運用している状況から、電気施設は維持する必要があります。また、村の防災の備蓄の倉庫として一部利用しておりますので、そういうことになっております。設備に関しても座間味浄水場での同種の機材等が故障した場合には、補完的なものもございまして、今後の活用については沖縄県企業局の阿嘉浄水場の配水池の完成と座間味浄水場の広域化が実施された後に、耐用年数も残っていることから活用するかどうかの検討を、財産処分を行うかの検討をしてみたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

そうですね、浄水場施設内には急速ろ過機が2基、いろいろな機器設備、テレメーター関係とかが設置されている中で例えば、また聞きたいのがありますが電力関係、ウタハから今取水していないですよね。その面は、電力なんかはもう引き揚げたのか、カットしたのか。それをちょっと聞きたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

ウタハからのものの電力等は今カットというか、使っておりません。今使っているのは県の企業局が使っている配水池と連携させるための電源ですね。それと農業用水もありますので、そこへ送っていく電気もそこから来ているという話は聞いております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。それから貯水池ですか、5,000トンと4,000トンだったかな。あのステンタンクはもう撤去していますよね。そこの跡利用としては、大分広いですよね。コンクリートもアスファルトも敷かれているという感じでありますけれども、そこも何か使い道があるのか教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現在、沖縄県企業局においてステンタンクの撤去の作業を実施しているところでありますが、その跡地利用として、また先ほど申しあげました村の配水池を今企業局は使っているんですが、その代替えの県独自の配水池、700トンがためられる配水池を設けるということで、その跡地にその配水池を設ける計画となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

そうですね、やっぱりこのように使ってくれるのであれば、700トンって言いましたけれども、断水もなく、水道もいい水を供給できるのではないかと思います。分かりました。一応質問的には終わりたいと思いますが、これからも座間味浄水場も併せて、今、阿嘉・慶留間だけしか僕は質問していないんですけども、座間味浄水場も併せて管理業務等がちゃんとスムーズに行えるように今度できたら、例えば作業日誌とかそういうようなものもつくって、一日一日の状況なども分かると思いますので、ぜひいい形でいい水が供給できるようにお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

座間味浄水場に関しましても、しっかりと対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。ちなみに水道の広域化、県は平成33年、去年までに終えるということで協定を結んでおりまして、いろいろ浄水場の施設の問題、場所の問題がありまして長引いたところではございますが、私ども座間味村、

村長といたしまして沖縄県議会に対して陳情を出させていただきました。内容といたしましては来年度以降、県のほうでこの施設をしっかりと見てほしい。現状としては年間2,300万円以上の維持管理費がかかっているということで、水道の広域化の趣旨を鑑みたときに現状の浄水場であれ、県のほうで見ていただくべきではないかということで今回の議会に陳情を提出させていただいたことを申し添えておきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

今村長がおっしゃるようないい形で座間味村の水道と水問題というのはやっぱり生活にもかかっている問題でありますし、これからも本当にいい水を供給できるようにお願いしたいと思います。以上で私の質問は終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平喜文議員から先ほどの一般質問についての訂正の提案がありますので、2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

先ほど午前中で、最後の締めの方で、裁判等で「保健師」という言葉を使いましたが、それを削除させていただきます。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

それでは、日程第6．議案第22号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第15号））から議案第35号 慶留間辺地に係る総合整備計画書の策定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願ひいたします。議案第22号からこれから説明する議案第35号に関しましては、せんだって行われました全員協議会の中で詳細は説明させていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきます。

議案第22号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村一般会計補正予算第15号（別紙）

【専決処分理由】

損害賠償請求事件の訴訟を受け、裁判等に関する処理を弁護士事務所に委任する費用の予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和4年3月18日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第15号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第15号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,467千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,194,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月18日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 繰 入 金		142,918	3,467	146,385
	2 基 金 繰 入 金	129,516	3,467	132,983
歳 入 合 計		2,190,863	3,467	2,194,330

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		591,178	1,500	592,678
	1 総 務 管 理 費	551,381	1,500	552,881
8 土 木 費		278,207	1,967	280,174
	5 下 水 道 費	56,957	1,967	58,924
歳 出 合 計		2,190,863	3,467	2,194,330

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金額 (千円)	事業名	金額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	弁護士報酬料	4,468	弁護士報酬料	4,879

議案第23号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算第6号（別紙）

【専決処分理由】

地方消費税及び地方債の元利償還金の支出のため予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和4年3月18日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和3年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,267千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月18日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		56,957	1,967	58,924
	1 繰入金	56,957	1,967	58,924
6 村債		16,800	△700	16,100
	1 村債	16,800	△700	16,100
歳入合計		110,027	1,267	111,294

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		87,566	333	87,899
	1 下水道事業費	87,566	333	87,899
2 公債費		22,461	934	23,395
	1 公債費	22,461	934	23,395
歳出合計		110,027	1,267	111,294

議案第24号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村税条例（別紙）

【専決処分理由】

地方税法の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日公布に伴い、座間味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

条例第7号

座間味村税条例

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書の住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。）の」を加える。

第33条第4項中「前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める時を含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。」を「前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。」に改め、同条第6項中「前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。」を「前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があ

るときには、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。」に改める。

第34条の7第1項第1号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの)、」に改め、同条第2項中「4」を「3」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第2号中「扶養親族の氏名」を「所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名」に改め、同項第3号中「その他施行規則で定める事項」を「扶養親族の氏名」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) その他の施行規則で定める事項

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「者であって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を加え、「年齢16歳未満の者に限る。」を「控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。」に改め、同項第2号中「扶養親族の氏名」を「特定配偶者の氏名」に改め、同項第3号中「その他施行規則で定める事項」を「扶養親族の氏名」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) その他の施行規則で定める事項

第48条第10項中「42」を「62」に改め、同条第16項中「51」を「71」に改める。

第53条の7中「2」を「3」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「1令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第4項中「16」を「15」に改め、同条第5項中「23」を「22」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「24」を「23」に改め、同条第9項及び第10項中「25」を「24」に改め、同条第11項から第20項までの規定中「27」を「26」に改め、同条第21項中「30」を「29」に改め、同条第22項中「34」を「33」に改め、同条第23項中「35」を「34」に改め、同条第25項中「42」を「39」に改め、同条第26項中「46」を「43」に改める。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修等工事」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修等工事」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第16条の3第2項中「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項の規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の4第4項中「前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（村民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。」を「前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「第36条の2第1項の規定による申告書」を削り、同項第2号中「第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）」を削り、同条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 条例第33号第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（村民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及

び第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払いを受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

議案第25号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第11号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（別紙）

【専決処分理由】

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第14号）が令和4年3月31日公布に伴い、座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年3月31日提出

座間味村長 宮里 哲

条例第8号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例

第3条の見出し中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「令和4年」を「令和7年」に、「沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた者」を「沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者」に、「第2号」を「第1号」に改める。

第4条中「令和4年」を「令和7年」に、「1,000万円を超えるもの（以下「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷地である土地（沖振法第3条第3号の規定により離島として定められた日以後において所得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）」を「500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人（新設又は増設を行うものに限る。）にあつては1,000万円とし、第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。）以上のもの（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第12項に規定する確認がある場合に限る。以下この第28条において「対象設備」という。）の新設、改修（沖振法第88条に規定する改修をいう。）又は増設（資本金等の額が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした青色申告者等について、当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷地である土地（沖振法第3条第3号の規定により離島として定められた日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）」に改める。

附則 この条例は、令和4年4月1日から適用する。

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

【専決処分理由】

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日公布に伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正し、令和4年4月1日より施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

条例第9号

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険税条例（平成12年座間味村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条2項、第2条第3項及び第23条の規定は令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険税については、なお従前による

議案第27号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年度座間味村一般会計補正予算第1号（別紙）

【専決処分理由】

大雨に伴う災害箇所の復旧作業を早急に行うこと及び新型コロナウイルスの影響で落ち込む観光業の回復を図るため予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和4年5月23日

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,756千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,926,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月23日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		168,332	5,194	173,526
	2 国 庫 補 助 金	141,935	5,194	147,129
17 繰 入 金		1,900	5,562	7,462
	2 基 金 繰 入 金	1,900	5,562	7,462
歳 入 合 計		1,916,213	10,756	1,926,969

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		422,286	1,202	423,488
	1 保 健 衛 生 費	81,230	1,202	82,432
7 商 工 費		146,285	5,194	151,479
	1 商 工 費	146,285	5,194	151,479
10 教 育 費		411,755	950	412,705
	2 小 学 校 費	260,941	950	261,891
11 災 害 復 旧 費		0	3,410	3,410
	1 農林水産施設災害復旧費	0	3,410	3,410
歳 出 合 計		1,916,213	10,756	1,926,969

議案第28号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算第1号（別紙）

【専決処分理由】

座間味地区配水管布設工事の追加工事に伴い、仮設管設置及び新設した本管から家庭への引き込み工事が別途必要となり予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和4年5月23日

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月23日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		53,322	1,202	54,524
	1 繰入金	53,322	1,202	54,524
歳入合計		142,189	1,202	143,391

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		102,226	1,202	103,428
	1 営業費	102,226	1,202	103,428
歳出合計		142,189	1,202	143,391

議案第29号

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,980,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及び手数料		77,681	18	77,699
	1 使用料	72,027	18	72,045
13 国庫支出金		173,526	28,506	202,032
	1 国庫負担金	24,999	5,432	30,431
	2 国庫補助金	147,129	23,074	170,203
14 県支出金		288,225	△23,131	265,094
	2 県補助金	242,199	△23,131	219,068
17 繰入金		7,462	48,339	55,801
	2 基金繰入金	7,462	48,339	55,801
歳入合計		1,926,969	53,732	1,980,701

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		341,677	4,647	346,324
	1 総務管理費	288,034	4,647	292,681
3 民生費		136,540	12,620	149,160
	1 社会福祉費	108,193	1,513	109,706
	2 児童福祉費	28,318	11,107	39,425
4 衛生費		423,488	18,090	441,578
	1 保健衛生費	82,432	18,090	100,522
6 農林水産費		51,569	777	52,346
	1 農業費	20,784	458	21,242
	3 水産業費	13,907	319	14,226
7 商工費		151,479	△16,197	135,282
	1 商工費	151,479	△16,197	135,282

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		118,465	372	118,837
	4 港 湾 費	13,888	372	14,260
9 消 防 費		63,508	92	63,600
	1 消 防 費	63,508	92	63,600
10 教 育 費		412,705	4,498	417,203
	1 教 育 総 務 費	73,090	△884	72,206
	2 小 学 校 費	261,891	5,304	267,195
	6 保 健 体 育 費	29,245	78	29,323
13 諸 支 出 金		56,593	28,833	85,426
	2 公 営 企 業 費	56,593	28,833	85,426
歳 出 合 計		1,926,969	53,732	1,980,701

議案第30号

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ813,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		778,181	35,533	813,714
	1 運航収入	728,808	6,700	735,508
	3 営業外収益	45,531	28,833	74,364
歳入合計		778,182	35,533	813,715

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		454,724	18,307	473,031
	9 船費	250,630	18,307	268,937
2 営業費用		243,513	17,032	260,545
	5 店費	83,967	17,032	100,999
5 公債費		64,945	194	65,139
	1 公債費	64,945	194	65,139
歳出合計		778,182	35,533	813,715

議案第31号

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		54,524	3,373	57,897
	1 繰入金	54,524	3,373	57,897
歳入合計		143,391	3,373	146,764

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		103,428	3,373	106,801
	1 営業費	103,428	3,373	106,801
歳出合計		143,391	3,373	146,764

議案第32号

訴えの提起

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

1 被告となるべき者の住所及び氏名

座間味村字阿佐122番地

島袋 武雄

2 事件名

建物明渡等請求事件

3 訴えの趣旨

(1) 被告となるべき者の使用期間が終了したことから建物を現状回復し明け渡しを求める。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 事件に係る取扱

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する

5 管轄裁判所
那覇地方裁判所

提案理由

座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例に基づき被告となる者に明け渡し請求をしたが退去の意思がないことが確認されたので、建物を原状回復し明け渡しを求める訴えを提起するにあたり議会の議決を求める。

議案第33号

座間味辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、総合整備計画を定めるときは、議会の議決を経る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第34号

阿嘉辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、阿嘉辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

阿嘉辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、総合整備計画を定めるときは、議会の議決を経る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第35号

慶留間辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、慶留間辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

慶留間辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、総合整備計画を定めるときは、議会の議決を経る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

以上、よろしく願いをいたします。また、議案第34号、議案第35号につきましては一部訂正がございますので一部訂正がございますので、改めて差替えをさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7．議案第22号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第15号））を議題といたします。

これから質疑を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第15号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第22号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第15号））は、原案のとおり承認されました。

日程第8．議案第23号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第23号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認されました。

日程第9．議案第24号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第24号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第10．議案第25号 専決処分の承認について（座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分の承認について(座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 専決処分の承認について(座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第26号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第12. 議案第27号 専決処分の承認について(令和4年度座間味村一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

7ページ、商工費の観光費519万4,000円、これはPRだということで聞きましたけれども、座間味村PRラジオ制作生放送事業ということですが、これはどこの放送局、あるいは放送局が何社もまたがっているのか。その辺もしお分かりであれば教えてください。

○ 議長(中村秀克)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

プロポーザル入札によりエフエム沖縄と契約を締結しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これはこの予算が通ったら、いつ頃からそれが事業開始されるんですか。放送というんですか、そういうものは。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先週の金曜日にステージのほうで行った事業が、この座間味村PRラジオ制作生放送事業となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。それは私も見ておりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第27号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

日程第13. 議案第28号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

日程第14. 議案第29号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもお聞きしましたけど9ページ、保健衛生総務費、備品購入費385万円、説明では高齢者の送迎用だというふうに私は記憶しておりますが、これは高齢者ってどういったときの送迎、例えば社協でもいっぱい集まっていたけれども、保健師さんもいてバイタルもやっていたんですけれども、どういったときの活用方法ですか。ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。運動教室の事業がありまして、そちらの送迎用に利用していただく予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

バスを買うのもいいんですけども、車というのは動かさないとバッテリーも上がるし、いろいろ大変ですけども、そんなに用途があって、そんなにそういうのが必要かなというふうに思って、ほかにも使い道があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどんなですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。コロナ禍で高齢者、独居者の体力機能の低下や健康状態の低下、あとコミュニケーション能力の低下が考えられるため、ひきこもりの高齢者、体力機能低下が見られる住民の方を連れ出すためのステップ等が常備された乗り降りしやすい送迎車となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

同じページなので伺いたいと思います。9ページの一番下ですね。全協でもちょっと伺ったんですけどもさくらねこ活動事業補助金、今日せっかく資料を頂いているので、簡単に構いませんので御説明いただければと思います。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。この事業はボランティアの方々に地域に住みついた飼い主のいない猫に不妊手術を施して、これ以上増やさないようにし、その地域において適切に管理していく活動のためのものです。まず村にボランティアの方が申請していただいて、無料のチケットを交付します。この交付したチケットと猫を連れて本島の病院に行きまして、避妊・去勢手術を実施した後に元の場所へ返すという流れになります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。これは予算が通った後、この周知の仕方というか、そこら辺は考えていますか。住民への。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

広報ですとか、今ボランティアの方でちょっと10名ほど御協力いただけるという方がおりますので、まずはそちらのボランティアの方々に協力を得る予定です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。できるだけ、人数の制限はないんですかね、このボランティアに関しては。もし少なければ、できるだけ多くの人に知らせていただければと思います。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

6ページのほうです。衛生費のほう、新型コロナのワクチン接種の4回目の接種です。これは3回目と4回目というのは、大体ほぼ同じぐらいの間隔で見てもいいですか。4回の接種はほぼ半分とかそういうような今の流れ、状況はどうですか。今、もう受付は始まっていますよね。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。今回、約234名ほど予定しております、対象の方が60歳以上になられる方、あと18歳から59歳の基礎疾患を有する方、あとは小児のワクチン対象者で、5歳から11歳のお子さん、あと1回目から3回目、まだ接種をしていない方が対象となります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。一応今回もファイザーですよ、それ。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

はい、ファイザーです。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

基礎疾患のある方と60歳以上ということですが、その後の4回目の接種というのは御存じですか。それ以外の4回目の接種というのは、今回はそれだけしか分からないということですか。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今回の4回目接種の対象の方は、この60歳以上の方、18歳から59歳の基礎疾患を有する方で、それ以外の方は今回は対象ではないです。次は決まっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

3回目は小学生まで入っていましたが、今回はそれは対象にはならないと、そういうことですよ。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

12歳以上の方は1回目、2回目、3回目、まだ受けられない方も対象となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

できればですね、私のほうもちょっとデータを取っていなかったんですけども、1回、2回、3回、4回と、4回目はまだ分からないんですけども、このデータがどういうふうになってきているのか、下がってきているのかというのは、その辺は分からないですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

この1回目、2回目、3回目の接種のデータはあるんですけども、3回目の接種率は1回目、2回目よりも少し下がっているデータとなっております。約75%となっております。すみません、1回目、2回目は今ちょっとデータがないんですけども、また後で報告させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。昨日の結果で結構、また東京と同じぐらいの患者が出ているんですよ、1,300名という。おとといがその半分だったんですけど、また急に上がり始めているものですから、そういうワクチンの接種をやっぱりデータを上げていくような形で努力してほしいなと思いますので、御協力お願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

11ページ、全協でもお聞きしましたけれども、一括で座間味村大型二種免許取得助成事業。沖縄県では、私が今から9年ぐらい前かな、二種免許を取ったときには壺川自練と名護自練で2か所しかありませんでした。今もそうだと思うんですけどね。これはその免許を取らすときに、私は壺川で取りました。私のいところは名護で取りました。ところが名護の場合は、ホテルとか民宿とかそういうところに一括して短期ですとできるんですね。ところが壺川の場合は、この近郊で多いものだから、なかなか毎日のように講習は受けられない。学科は終わるまで受けられるんですけども、技能はなかなか受けられないというケースもありますけれども、これは宿泊費も含めて短期講習での予算の組み方なんですか。その辺をもう一度伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

まずこの仕組みなんですけれども、申請をしてもらいます。私、大型免許を取りに行きますと。それは、とりあえずは自己負担という形を取ります。後で精算という形でありまして、教習料、テキスト代等に関しましては自己負担の10分の2を持ちましょう。そして交通費、宿泊に関しましては、本人が負担した全額、最長20日分はこちらのほうで助成しましょうという仕組みとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では分かりました。これはそろって行かすではなくて銘々、個人個人で申請して、それに対応するという形でいいわけですね。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そうです。集めて「せい、の、ドン」で行かすんじゃなくて、各個人にお任せして免許を取ってきてもらうと。その後に精算をするという仕組みを取っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よく分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

同じところですね。全協でも伺ったんですけども、今の二種免許の話ですね。10名で2週間と全協で伺っていて、その10名というのはどのような条件で選ぶかというところを今日答弁するということでしたので、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

助成対象者といたしましては、本村に住民票を有する者、そして大型免許取得費用を自己負担した者、そして暴力団、または暴力団に関係しない者というふうになっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

休憩いいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

「暴力団等」に訂正します。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今も休憩中で少し話したんですけども、結局これの狙いは、施政方針にもあるけどバスが、民営化も含め阿嘉・慶留間も走らせた。座間味は走ってはいるんですけどね。後々、その運転手を担ってもらいたいというのが目的ですよね。その辺の説明が全くないんですが、それを再度お聞きます。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、今、人材不足で大型二種の資格を持っている方々が少ないと。将来的には村のほうで一部負担した後、村営バスの運転手になってもらいたいというのが最大の狙いとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第30号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

7ページの4款船舶修繕費、ドック費なんですけど1,691万7,000円、これはフェリーの部品の追加ということでもありますけれども、まずドックとしての予定としては何月の予定ですか。分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

ドックなんですけれども、既に今年度は済んでおります。フェリーのドックは既に済んでおります。4月にドック入りは行っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

じゃあ、これはドック費の追加の部品としてということでもいいですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、中村議員がおっしゃるとおりです。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

7ページです。冬季運賃低減化の実験のほうなんですけど、10月から3月までということなんですけれども、予算は1,000万円。この見込み数と、どれぐらい割引を予定しているか伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

全協のところに私、10月からと答弁したのですけれども、確認したところ1月から3月までとなっております。大変失礼しました。そして現運賃の20%引きで実施しようかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

その20%の後、見込みの数ですね、人数、どれぐらいを見込んでいますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

過去の3年間の平均を取りまして、4,609名を予定しております。これがフェリーです、すみません。クイーンに関しましては4,919名。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあトータルすると9,000人超えてくるんですけれども、この9,000人超えの見込み数を、100万円をその9,000人で割る分の割引額という理解でいいですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

すみません、今の質疑なんですけれども、事務費の委託費のことでしょうか。12の委託費の件でしょうか。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この上のはシステム改修委託料ですよね、QRコードの。その下ですよね。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあ今の質問はちょっと勘違いもありましたので削除させていただきます。

今の部分の20%というのと、この四千何ぼかという数字は、それはそれで合っているんですよね。オーケーです。分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第31号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

7ページ、最後のページ、修繕費、水道施設費、海淡のポンプ修理というふうに聞いたんですけども、これは未だに村の緑地公園のあそこの海淡のポンプですか。じゃあ今それは2基あるはずだけど、機能していないんですか。それとも機能はしているけど順調じゃないので修理ということなのかな。その辺ちょっとお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

修繕の内訳を説明いたします。需用費の337万3,000円の内訳、海淡の供給ポンプが80万6,000円、海淡高圧ポンプ139万8,000円、座間味ダムの取水のポンプの修繕が116万7,000円でございます。今、御質疑の海淡が機能していないのかというお話ですが、1基はちょっと今言われているように修繕が必要で、動いていない状態です。1基で動かしております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

1基でも今、しばらくは雨が降っているから大丈夫と思うんですけど。じゃあこれはあくまでも海淡だけじゃなく、ダムもあったということで理解してよろしいわけですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第17. 議案第32号 訴えの提起について（建物明渡等請求事件／座間味村地域総合施設）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 訴えの提起について（建物明渡等請求事件／座間味村地域総合施設）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 訴えの提起について（建物明渡等請求事件／座間味村地域総合施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第33号 座間味辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 座間味辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 座間味辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第34号 阿嘉辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 阿嘉辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 阿嘉辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第35号 慶留間辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 慶留間辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第35号 慶留間辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 報告第2号 令和3年度座間味村繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。宮里 哲 村長。

○ 村長(宮里 哲)

お願いいたします。

報告第2号

令和3年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり令和3年度座間味村繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度 座間味村繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
2	1	弁護士報酬料	8,440,000	4,879,000						4,879,000
2	1	総務管理費								
2	1	用地登記手数料	60,000	60,000						60,000
2	1	用地購入費 (座間味・阿佐)	2,524,000	2,524,000						2,524,000
2	1	総務管理費								
2	1	中長期財政計画策定支援業務	2,750,000	1,925,000						1,925,000
2	1	総務管理費								
2	1	総合計画策定業務	11,990,000	11,990,000						11,990,000
2	3	マイナンバーカードダウンロード 戸籍住民基本台帳費 トップ手続き改修業務	1,525,000	1,525,000		1,525,000				0
3	2	児童福祉費								
3	2	非課税世帯臨時特別給付金事業	26,548,000	13,657,000		13,657,000				0
4	2	座間味村リサイクルセンター 施設整備事業 監理業務	9,900,000	9,900,000		4,000,000		5,900,000		0
4	2	座間味村リサイクルセンター 施設整備事業 工事請負費	94,000,000	94,000,000		38,500,000		55,500,000		0
6	1	農業費								
6	1	農業振興地域整備計画策定業務	5,335,000	748,000						748,000
7	1	(一括) ウェルカム・パーク 整備事業 監理業務	2,673,000	2,673,000			1,338,000			1,335,000
7	1	(一括) ウェルカム・パーク 整備事業 工事請負費	46,793,000	46,793,000			38,235,000			8,558,000
8	2	(一括) 阿嘉地区観光道路整 備事業	35,594,000	35,594,000			28,475,000			7,119,000
10	1	(一括) 座間味村戦跡及び戦跡記 念碑等環境整備施工監理委託費	1,430,000	1,430,000			1,144,000			286,000
10	1	(一括) 座間味村戦跡及び戦 跡記念碑等環境整備	26,849,000	26,849,000			19,905,000			6,944,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小中学校校舎改築施工監 理委託業務	2,597,000	2,597,000		271,000	2,300,000		26,000	
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小中学校校舎改築工事請 負費	92,342,000	51,220,000		16,276,000	34,900,000		44,000	
合計			371,350,000	308,364,000	0	57,682,000	105,644,000	98,600,000	0	46,438,000

(簡易水道事業特別会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
1 簡易水道事業費	1 営業費	管路工事現場管理委託	1,470,000	1,045,000	0	180,000	0	300,000	0	565,000
1 簡易水道事業費	1 営業費	簡易水道事業施設整備 (管路 整備)	114,469,000	36,884,000	0	17,380,000	0	14,600,000	0	4,904,000
合計			115,939,000	37,929,000	0	17,560,000	0	14,900,000	0	5,469,000

(下水道事業特別会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
1 下水道事業費	1 下水道事業費	ストックマネジメント国庫補 助事業 施工監理	2,000,000	1,925,000	0	1,160,000	0	700,000	0	65,000
1 下水道事業費	1 下水道事業費	ストックマネジメント国庫補 助事業 工事請負費	40,000,000	24,158,000	0	14,490,000	0	9,100,000	0	568,000
合計			42,000,000	26,083,000	0	15,650,000	0	9,800,000	0	633,000

以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第 2 2. 発議第 2 号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 2 号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第 2 号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

発議第 2 号

令和 4 年 6 月 1 5 日

座間味村議会議長 中村 秀克 殿

提出者 座間味村議会議員 宮平清志
同 上 座間味村議会議員 垣花太郎

座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

提案理由

将来における議員活動について、男女の議員が活動しやすい環境整備への取り組みが必要であり、出産、育児、介護等欠席事由に関する会議規則の準備が必要とされる。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印への義務付けを見直すための改正が必要となっている。

座間味村議会会議規則の一部を改正する規則

座間味村議会会議規則を定める規則（昭和 6 2 年 6 月 9 日議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」へ改め、同条第2項へ、「前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多児妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」を新たに設ける。

第89条第1項中、「請願書の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年第2回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後2時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎